

官報

(号 外)
大蔵省印刷局発行

目次

(法 律)

- 民法の一部を改正する法律(二四九)
- 任意後見契約に関する法律(二五〇)
- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(二五一)
- 後見登記等に関する法律(二五二)

(政 令)

- 国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令(三九一)
- 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三九二)
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(三九三)
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定により地方社会保険事務局長に委任する権限を定める政令(三九四)
- 社会保険診療報酬支払基金法第二十二條の二の規定により地方社会保険事務局長に委任する権限を定める政令(三九五)

(府 令)

- 金融再生委員会組織規則の一部を改正する総理府令(総理六三)

(府令・省令)

- 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令(総理・法務一)

(省 令)

- 国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令(大蔵一〇一)

(告 示)

- 豊川用水施設緊急改築事業に係る豊川用水施設改築に係る土地改良区負担金及び都道府県の負担金(水資源開発公団法施行令附則第七項の規定に基づき平成九年度から負担させる部分を除く)についての利子率を定める件
(総理・厚生・農林水産・通産二)

(公 告)

諸事項

- 裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された 法令のあらまし

○民法の一部を改正する法律(法律第一四九号) (法務省)

- 1 禁治産及び準禁治産の制度を、後見及び保佐の制度に改め、新たに軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を創設することとした。(第七條、第一一條及び第一四條関係)
- 2 (一) 後見開始の審判を受けた者(精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者)を成年被後見人とし、これに成年被後見人を付することとした。(第七條及び第八條関係)
(二) 成年被後見人のした法律行為であつても、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができないこととした。(第九條関係)
- 3 (一) 成年被後見人は、成年被後見人の財産に関するすべての法律行為について代理権を有することとした。(第八五九條関係)
(二) 保佐開始の審判を受けた者(精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者)を被保佐人とし、これに保佐人を付することとした。(第一一條及び第一二條二項関係)
(三) 被保佐人は、重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為、遺産分割等の一定の行為をするには、保佐人の同意を得なければならないこととした上で、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人の同意を得ることを要しないこととした。(第一二條第一項関係)
(四) 保佐人の同意を得なければならない行為を被保佐人が保佐人の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないでしたときは、被保佐人又は保佐人において当該行為を取り消すことができることとした。(第一二條第四項及び第一二〇條第一項関係)
- 4 (一) 補助開始の審判を受けた者(精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者)を被補助人とし、これに補助人を付することとした。(第一四條第一項及び第一五條関係)
(二) 補助開始の審判は、本人の申立て又は同意を要件とし、次の(三)の同意権付与の審判又は(四)の代理権付与の審判とともにすべきこととした。(第一四條第二項及び第三項関係)
(三) 被補助人の申立て又は同意を要件として、当事者等が申立てた特定の法律行為について、補助人に同意権及び取消権を付与することができるとし、特定の法律行為の範囲は(三)に定める行為の一部に限ることとした。(第一六條第一項及び第二項関係)
(四) 補助人の同意を得なければならない行為を被補助人が補助人の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないでしたときは、被補助人又は補助人において当該行為を取り消すことができることとした。(第一六條第四項及び第一二〇條第一項関係)
- 5 (一) 被補助人の申立て又は同意を要件として、当事者等が申立てた特定の法律行為について、補助人に代理権を付与することができるとし、(第八七六條の九関係)
(二) 家庭裁判所は、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判をするときは、職権で、成年被後見人、保佐人又は補助人を選任することとした。(第八四三條第一項、第八七六條の二第一項及び第八七六條の七第一項関係)
- 6 家庭裁判所が選任者を成年被後見人等に選任することができるようになるため、配偶者が当然に成年被後見人等となる旨を定める現行の規定を削除し、成年被後見人等に複数の者又は法人を選任することができるようにするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記することとした。(第八四〇條、第八四二條、第八四三條、第八五九條の二、第八七六條の二及び第八七六條の六等関係)
- 7 成年被後見人等は、その事務を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないこととした。(第八五八條、第八七六條の五第一項及び第八七六條の一〇第一項関係)

- 8 成年後見監督人に加えて、保佐監督人及び補助監督人の制度を新設することとし、家庭裁判所は、必要があるとき、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人を選任することができることとした。(第八四九条の二、第八五二条、第八七六条の三及び第八七六条の八関係)
 - 9 現行の公正証書遺言の方式を改め、聴取又は首訴機能に障害がある者が手続通知又は筆談により公正証書遺言をすることができるようになることとした。(第九六九条及び第九六九条の二関係)
 - 10 秘密証書遺言、死亡危病者遺言及び船舶遺言者遺言について、手続通知によりこれらの方式の遺言をすることができるようになるため、所要の規定の整備を行うこととした。(第九七二条、第九七六条及び第九七九条関係)
 - 11 この法律は、遺言の方式に関する改正規定を除き、平成十二年四月一日から施行することとした。
- ◇任意後見契約に関する法律(法律第一五〇号)(法務省)
- 1 任意後見契約において、本人(委任者)は、任意後見人(受任者)に対し、精神上の障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与することができる。この契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時からその効力が生ずる(任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者を「任意後見受任者」という)こととした。(第一条及び第二条関係)
 - 2 任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることを要することとした。(第三条関係)

- 3 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができないこととした。(第五五条関係)
- 4 任意後見人は、その事務を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないこととした。(第六六条関係)
- 5 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に関して家庭裁判所に定期的に報告するとともに、随時、任意後見人に対しその事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査すること等を職務とする(第七七条関係)
- 6 任意後見人に不正な行為、著しい不品行その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は檢察官の請求により、任意後見人を解任することができることとした。(第八八条関係)
- 7 任意後見監督人が選任される前において、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができることとした。(第九九条第一項関係)
- 8 任意後見監督人が選任される後において、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができることとした。(第九九条第二項関係)
- 9 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」という)と任意後見契約との関係については、次のとおりとした。
 - (一) 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため必要があるとき認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができることとした。(第一〇一条第一項関係)
 - (二) 任意後見契約が登記されていない場合には、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができるとした。(第一〇一条第二項関係)

- 10 任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了することとした。(第一〇一条第三項関係)
 - 11 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができないこととした。(第一〇一条関係)
 - 12 家事審判法の適用に関しては、この法律によつて創設される審判事項は、家事審判法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなすこととした。(第一二条関係)
 - 13 この法律に定めるもののほか、任意後見契約に関する審判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定めることとした。(第一三条関係)
 - 14 この法律は、平成十二年四月一日から施行することとした。
- ◇民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(法律第一五一号)(法務省)
- 1 民法の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる公示催告手続及び仲裁手続二箇スル法律等関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。
 - 2 この法律は、一部の規定を除き、平成十二年四月一日から施行することとした。
- ◇後見登記等に関する法律(法律第一五二号)(法務省)
- 1 趣旨

民法に規定する後見(後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ)、保佐及び補助に關する登記並びに任意後見契約に關する法律に規定する任意後見契約の登記(以下「後見登記等」と総稱する)の制度を創設することとした。(第一条関係)
 - 2 登記所

後見登記等に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、登記所としてつかさどることとした。(第二条関係)

- 3 登記官

登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局長が指定した者が、登記官として取り扱うこととした。(第三条関係)
- 4 後見等の登記等
 - (一) 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総稱する)の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を含む)をもつて調製する後見登記等ファイルに、後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日、成年後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年後見人等」と総稱する)の氏名、住所及び本籍、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見監督人」と総稱する)の氏名及び住所、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」と総稱する)の氏名及び住所等の所要の事項を記録することによつて行うこととした。(第四條第一項関係)
 - (二) 後見等の開始の審判前の保全処分(政令で定めるものに限る)の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、政令で定める事項を記録することによつて行うこととした。(第四條第二項関係)
 - (三) 任意後見契約の登記

任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属並びにその証書の番号及び作成の年月日、任意後見契約の委任者(以下「任意後見契約の本人」という)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍、任意後見受任者又は任意後見人の氏名、住所及び代理権の範囲、任意後見監督人の氏名、住所及び選任の審判の確定の年月日等の所要の事項を記録することによつて行うこととした。(第五條関係)
 - (四) 変更の登記・終了の登記

後見登記等ファイルの各記録(以下「登記記録」という)に記録されている者は、登記すべき事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記がされた場合を除き、変更の登記を申請しなければならないこととした。(第七條第一項関係)

民法の一部を改正する法律をここに公布する。

平成十一年十二月八日

内閣総理大臣 小渕 恵二

法律第四百十九号

民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第六章 扶養」を
 第五章の二保佐
 第一節の二保佐
 第六章 扶養

11788

第七集中「心神喪失ノ」を「精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ辨識スル能力ヲ欠ク」に、「後見人 保佐監督人」を「未成年後見人 未成年後見監督人 保佐監督人 補助人 補助監督人」に、「統治ノ產ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第八條 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後

第九集中「禁治産者ノ行為」を「成年被後見人ノ法律行為」に改め、同条に次のただし書を加ふる。

但日用品ノ購入其他日常生活ニ関スル行為ニ

付テハ此間ニ在リテ
第十條中「禁治産ノ原因」を「第七條ニ定メタ

川原因」に「第七條二掲ケタル者」を一本入、配
偶者、四親等内ノ親族、後見人（未成年後見人及

年、後見監督人ヲ謂フ以下同シ。後見監督人（未成年後見監督人及未成年後見監督人ヲ謂フ以下同

シ又ハ檢察官に「其宣告」を（後見開始ノ審判に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能

力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求

二 因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七條
ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ
第十一條の次に次の一條を加える。
第十一條ノ二 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被

保佐人トシテ之二保佐人ヲ付ス
第十二条第一項中「準禁治産者」を「被保佐人」

に改め、同項に次のただし書を加える。

但第九条但書二定メタル行為ニ付テハ此限ニ

第十二条第一項第三号中「又八重要ナル動産」

六 相統ノ承認否カハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ
を「其他重要ナル財産」に改め、同項第六号を次
のように改める。

第十二條第一項第七号中「負担附」を「負担付」と爲スコト

に改め、同条第二項中「場合ニ依リ準據治産者」を「第十一條本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ

保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人」に、「同意アル」を「同意ヲ得ル」に、「旨ヲ宣告スル」を「旨ノ審

判ヲ為ス」に改め、同項に次のただし書を加える。
但、第九条但書二定メタル行為ニ付テハ此限ニ

在ラズ
第十二条第三項中「前二項ノ規定ニ反スル行為」

を、保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行爲ニシテ
其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ爲シタルモ

ノに改め、同条第三項の次に次の一項を加える。
保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行爲ニ付キ保

佐人ヲ被保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘テズ
同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ

第十三條を次のように改める。

第十三条 第十一条本文二定メタル原因止ミタル
トキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ

親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐關

始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス
家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前

条第二項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得
第十四条から第十八条までを次のように改め

第十四条 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能
る。

力が不十分ナル者二付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、

保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七條又ハ第十

一條本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第八百五十二条中「及び」を、「第六百五十四
条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、
に、乃至第八百四十六条」を、「第八百四十六
条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百
五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百
六十二条」に、「これ」を、「ついで」に改める。
第八百五十七條中「未成年者の後見人」を、「未
成年後見人」に、「乃至第八百二十三條」を、「から
第八百二十三條まで」に改め、同条ただし書中「但
し」を、「ただし」に、「未成年者」を、「未成年被後
見人」に、「後見監督人」を、「未成年後見監督人」
に改める。

第八百五十八條を次のように改める。
第八百五十八條 成年後見人は、成年被後見人の
生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を
行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重
し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配
慮しなければならない。

第八百五十九條の次に次の二條を加える。
第八百五十九條の二 成年後見人が数人あるとき
は、家庭裁判所は、職務で、数人の成年後見人
が、共同して又は事務を分掌して、その権限を
行使すべきことを定めることができる。
家庭裁判所は、職務で、前項の規定による定
めを取り消すことができる。

成年後見人が数人あるときは、第三者の意思
表示は、その一人に対してすれば足りる。
第八百五十九條の三 成年後見人は、成年被後見
人に代わつて、その居住の用に供する建物又は
その敷地について、売却、賃貸、質貸借の解除
又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分を
するには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

第八百六十一條に次の一項を加える。
後見人が後見の事務を行うために必要な費用
は、被後見人の財産の中から支弁する。
第八百六十三條第二項中「被後見人の親族」を
「被後見人若しくはその親族」に改める。
第八百六十四條中「未成年者」を「未成年被後
見人」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただ
し」に改める。

第八百六十七條第一項中「後見人は、未成年者
を「未成年後見人」は、未成年被後見人」に改める。
第八百六十八條中「後見人」を「未成年後見人」
に改める。

第八百七十二條第一項中「未成年者」を「未成
年被後見人」に、「後見人」を「未成年後見人」に
改める。
第八百七十五條の次に次の章名及び節名を付す
る。

第五節の二 保佐及び補助

第一節 保佐

第八百七十六條を次のように改める。
第八百七十六條 保佐は、保佐開始の審判によつ
て開始する。
第八百七十六條の次に次の四條及び一節を加え
る。

第八百七十六條の二 家庭裁判所は、保佐開始の
審判をするときは、職務で、保佐人を選任する。
第八百四十三條第二項から第四項まで及び第
八百四十四條から第八百四十七條までの規定
は、保佐人について準用する。
保佐人又はその代表する者と被保佐人との利
益が相反する行為については、保佐人は、臨時
保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
ただし、保佐監督人がある場合は、こ
の限りでない。

第八百七十六條の三 家庭裁判所は、必要がある
と認めるときは、被保佐人、その親族若しくは
保佐人の請求によつて、又は職務で、保佐監督
人を選任することができる。
第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五
十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四
條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百
五十五條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、
第八百六十一條第二項及び
第八百六十二條の規定は、保佐監督人について
準用する。この場合において、第八百五十一
條第四項中「被後見人を代表する」とあるのは、
「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをす
ることに同意する」と読み替へるものとする。

第八百七十六條の四 家庭裁判所は、第十一條本
文に掲げる者又は保佐人若しくは保佐監督人の
請求によつて、被保佐人のために特定の法律行
為について保佐人に代理権を付与する旨の審判
をすることができる。
本人以外の者の請求によつて前項の審判をす
るには、本人の同意がなければならない。
家庭裁判所は、第一項に掲げる者の請求によ
つて、同項の審判の全部又は一部を取り消すこ
とができる。

第八百七十六條の五 保佐人は、保佐の事務を行
うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、か
つ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しな
ければならない。
第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八
百五十九條の三、第八百六十一條第二項、第八
百六十二條及び第八百六十三條の規定は保佐の
事務について、第八百二十四條ただし書の規定
は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の
審判に基づき被保佐人を代表する場合について
準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七
十條、第八百七十一條及び第八百七十三條の規
定は保佐人の任務が終了した場合について、第
八百三十二條の規定は保佐人又は保佐監督人と
被保佐人との間において保佐に關して生じた債
権について準用する。

第八百七十六條の六 補助は、補助開始の審判に
よつて開始する。
第八百七十六條の七 家庭裁判所は、補助開始の
審判をするときは、職務で、補助人を選任する。
第八百四十三條第二項から第四項まで及び第
八百四十四條から第八百四十七條までの規定
は、補助人について準用する。
補助人又はその代表する者と被補助人との利
益が相反する行為については、補助人は、臨時
補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければな
らない。ただし、補助監督人がある場合は、こ
の限りでない。

第八百七十六條の八 家庭裁判所は、必要がある
と認めるときは、被補助人、その親族若しくは
補助人の請求によつて、又は職務で、補助監督
人を選任することができる。
第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五
十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四
條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百
五十五條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、
第八百六十一條第二項及び
第八百六十二條の規定は、補助監督人について
準用する。この場合において、第八百五十一
條第四項中「被後見人を代表する」とあるのは、
「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをす
ることに同意する」と読み替へるものとする。

第八百七十六條の九 家庭裁判所は、第十四條第
一項本文に掲げる者又は補助人若しくは補助監
督人の請求によつて、被補助人のために特定の
法律行為について補助人に代理権を付与する旨
の審判をすることができる。
第八百七十六條の四第二項及び第三項の規定
は、前項の審判について準用する。
第八百七十六條の十 第六百四十四條、第八百五
十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十
一條第二項、第八百六十二條、第八百六十三條
及び第八百七十六條の五第一項の規定は補助の
事務について、第八百二十四條ただし書の規定
は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の
審判に基づき被補助人を代表する場合について
準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七
十條、第八百七十一條及び第八百七十三條の規
定は補助人の任務が終了した場合について、第
八百三十二條の規定は補助人又は補助監督人と
被補助人との間において補助に關して生じた債
権について準用する。
第九百七十七條中「無能力者」を「未成年者又は
成年被後見人」に改める。
第九百六十二條中「及び第十二條」を「第十
二條及び第十六條」に改める。
第九百六十九條中「左の」を「次の」に改め、
同条第一号中「立会」を「立会い」に改め、同条
第三号中「読み聞かせ」の下に「又は閲覧させ」
を加え、同条第四号中「おす」を「押す」に改め、
同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「附記し」
を「付記し」に改め、同条第五号中「附記し」を
「付記し」に、「おす」を「押す」に改め、同条の
次に次の一條を加える。

第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書
によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証
人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳
により申述し、又は自書して、前条第二号の口
授に代えなければならない。この場合における
同条第三号の規定の適用については、同号中「口
述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又
は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定す
る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又
は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこ
とができる。

第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書
によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証
人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳
により申述し、又は自書して、前条第二号の口
授に代えなければならない。この場合における
同条第三号の規定の適用については、同号中「口
述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又
は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定す
る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又
は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこ
とができる。

第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書
によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証
人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳
により申述し、又は自書して、前条第二号の口
授に代えなければならない。この場合における
同条第三号の規定の適用については、同号中「口
述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又
は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定す
る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又
は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこ
とができる。

第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書
によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証
人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳
により申述し、又は自書して、前条第二号の口
授に代えなければならない。この場合における
同条第三号の規定の適用については、同号中「口
述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又
は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定す
る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又
は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこ
とができる。

第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書
によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証
人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳
により申述し、又は自書して、前条第二号の口
授に代えなければならない。この場合における
同条第三号の規定の適用については、同号中「口
述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又
は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定す
る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又
は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこ
とができる。

第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書
によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証
人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳
により申述し、又は自書して、前条第二号の口
授に代えなければならない。この場合における
同条第三号の規定の適用については、同号中「口
述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又
は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定す
る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又
は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこ
とができる。

第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書
によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証
人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳
により申述し、又は自書して、前条第二号の口
授に代えなければならない。この場合における
同条第三号の規定の適用については、同号中「口
述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又
は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者で
ある場合には、公証人は、同条第三号に規定す
る筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又
は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えるこ
とができる。

公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

第九百七十二条第一項中「言語を発することができない」を「口がきけない」に改め、「住所を」の下に「通訳人の通訳により申述し、又は」を加え、同条第二項中「公証人は、遺言者が前項に定める方式を踏んだ旨を」を「第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨に改め、記載して、」の下に「第九百七十条第一項第四号に規定する」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。

第九百七十三条第一項中「禁治産者が本心に復し」を「成年被後見人が事理を弁識する能力を一時的回復し」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「心神喪失の状況」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態」に、「附記」を「付記し」に、「おさなければ」を「押さなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九百七十四条中「左に」を「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九百七十六条第一項中「立会を以て」を「立会をもつて」に改め、「読み聞かせの下に」を「又は閲覧させ」を加え、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。

第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。

第九百七十九条第二項中「前項」を「前二項」に、「おし、且つ」を「押し、かつ」に改め、同条第三項中「第九百七十六条第三項」を「第九百七十六條第五項」に、「これを」を「ついで」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

第九百九条中「無能力者」を「未成年者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第九百六十九条、第九百七十二条、第九百七十六条及び第九百七十九条の改正規定、第九百六十九条の次に一條を加える改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を超えた日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二條 この法律による改正後の民法(次条において「新法」という。)の規定は、次条第三項の規定による場合を除き、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法(次条において「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置)

第三條 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年被後見人及び成年被後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第八百四十六條、第九百七十四條及び第九百九條の改正規定を除き、なお従前の例による。

4 旧法の規定による禁治産又は準禁治産の宣告の請求(この法律の施行前に当該請求に係る審判が確定したものを除く)は、新法の規定による後見開始又は保佐開始の審判の請求とみなす。

法務大臣 白井日出男
内閣総理大臣 小淵 恵三

任意後見契約に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年十二月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第百五十号

任意後見契約に関する法律

(趣旨)
第一条 この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをすることともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二 本人 任意後見契約の委任者をいう。

三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)
第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。

(任意後見監督人の選任)
第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本人が未成年者であるとき。
二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。

三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百四十七条各号(第四号を除く。)に掲げる者。

ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する。)を取り消さなければならない。

3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならぬ。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(任意後見監督人の欠格事由)
第五条 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

(本人の意思の尊重等)
第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)
第七条 任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。

一 任意後見人の事務を監督すること。
二 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。

三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。

四 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。

2 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に對し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に對し、任意後見人の事務に關する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。

4 民法第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第六百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の解任)
第八條 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は檢察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)
第九條 第四條第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

2 第四條第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見、保佐及び補助との関係)
第十條 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等をすることが出来る。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることが出来る。

3 第四條第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の對抗要件)
第十一條 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなれば、善意の第三者に對抗することができない。

(家事審判法の適用)

第十二條 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の適用に關しては、第四條第一項、第四項及び第五項の規定による任意後見監督人の選任、同條第二項の規定による後見開始の審判等の取消し、第七條第三項の規定による報告の徴収、調査命令その他任意後見監督人の職務に關する処分、同條第四項において準用する民法第九條の二第一項及び第二項並びに第八百六十二條の規定による任意後見監督人の解任に關する許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人が数人ある場合におけるその権限の行使についての定め及びその取消し並びに任意後見監督人に対する報酬の付与、第八條の規定による任意後見人の解任並びに第九條第二項の規定による任意後見契約の解除に關する許可は、家事審判法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

(最高裁判所規則)

第十三條 この法律に定めるもののほか、任意後見契約に關する審判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

法律大臣 白井日出男
内閣総理大臣 小淵 恵三

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十一年十二月八日
内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第五十一号
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(公示催告手續及び仲裁手續ニ關スル法律の一部改正)

第一條 公示催告手續及び仲裁手續ニ關スル法律(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七百九十二條第三項中「無能力者、學者、學者を、未成年者、成年被後見人、被保佐人」に改める。

(法例の一部改正)

第二條 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「無能力者」を「能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四條第一項中「禁治産者」を「後見開始ノ審判」に改め、同條第二項中「禁治産ノ原因」を「後見開始ノ審判ノ原因」に改める。

第五條中「準禁治産者」を「保佐開始ノ審判及ビ補助開始ノ審判」に改める。

第二十四條第二項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二十五條中「保佐」を「保佐及ビ補助」に改める。

(人事訴訟手續法の一部改正)

第三條 人事訴訟手續法(明治三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改め、同條第二項中「保佐人又ハ補助人」に改め、同條第三項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同條第二項中「後見人又ハ禁治産者ノ配偶者ニ非ザルトキ」を「成年被後見人又ハ成年被後見人ノ配偶者ナルトキ」に改め、同條第三項中「成年被後見監督人又ハ成年被後見人」に改める。

第二十八條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同條第二項中「成年被後見人」に改める。

(非訟事件手續法の一部改正)

第四條 非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四百三十八條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(不動産登記法の一部改正)

第五條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一百零四條中「破産、禁治産、準禁治産」を「破産ノ宣告、後見開始若クハ保佐開始ノ審判」に改める。

(商法の一部改正)

第六條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八十五條第五号を次のように改める。

五 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

第六百六十一條第三項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二百五十四條ノ二第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又ハ被保佐人

第五百四十條第二号中「禁治産」を「營業者ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

(公証人法の一部改正)

第七條 公証人法(明治四十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とする。

第十六條中「乃至第三号」を「又ハ第二号」に改める。

第二十二條第二号中「又ハ保佐人」を「保佐人又ハ補助人」に改める。

第二十六條中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第三十四條第三項第六号中「保佐人」の下に「補助人」を加える。

(并理士法等の一部改正)

第八條 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 并理士法(大正十年法律第百号) 第五條第五号

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二條の二第三項第一号

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二十八條の四第九号イ

四 風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 第四條第一項第一号

五 古物營業法(昭和二十四年法律第百八号) 第四條第一号